

Title	国際契約における法選択と州・国家の利益： アメリカの法選択方法論を中心に
Sub Title	Choice-of-law and state interests in international contracts: an analysis of American approach
Author	宮城島, 佑太(Miyagishima, Yuta)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科
Publication year	2012
Jtitle	法學政治學論究：法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.95, (2012. 12) ,p.69- 100
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20121215-0069

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

国際契約における法選択と州・国家の利益

——アメリカの法選択方法論を中心に——

宮城 島 佑 太

- 一 はじめに
- 二 国際契約における法選択と州・国家の利益
 - (一) 法選択における州・国家の利益の考慮
 - (二) 法選択における州際・国際システムの要請
- 三 州・国家の利益の考慮とその中立性
 - (一) 国内裁判所の主権性と中立的な法選択
 - (二) 「最も重要な関係」アプローチにおける州・国家の利益の考慮
- 四 おわりに

一 はじめに

国や地域を超えて行われる商取引が、今日の経済活動において不可欠な要素であることに疑いはない。このような日々の国際取引が円滑に執り行われるためには、そこから生じる紛争を解決する実効的な紛争解決メカニズムの存在が重要であるが、適用法規に関して世界レベルでの統一法が極めて限定的な範囲でしか機能しない現状においては、国際私法あるいは抵触法 (conflict of laws) における法選択 (choice of law) が避けられない。法選択による準拠法の決定を通じて紛争解決の重要性は、今日における国際取引の日常化に鑑みて一層高まっていると言える。

一方で、この点についてアメリカにおける法選択のあり方を見た場合、それは必ずしも適用される法を機械的に選び出す過程にとどまらない。⁽¹⁾ 定義の上では、法選択とは「ある事案においていずれの法域の法を適用すべきかという問題⁽²⁾」と単純に理解されるが、それは渉外的法律問題の規律を主張する複数の州や国家のいずれの法が優越するかという問題であり、互いの主権も絡んだ複雑な法抵触問題と見ることもできる。⁽⁴⁾ 法選択が単に法域選択的 (jurisdiction-selecting) なものにはとどまりえないことはかねてからアメリカで説かれてきたところであり、それは今日における有力な方法論とされる抵触法第二リストメントの「最も重要な関係 (the most significant relationship)」アプローチを見ても明らかである。⁽⁷⁾ このように、法選択の役割が、法の適用を主張する複数の州や国家のいずれの主張が尊重されるべきかを判断することにあるとすれば、法選択においては関係する州や国家の利益 (interest)、さらにはそれら相互の関係をいかに考慮するかが考えられなければならない。そしてこれは、いかなる場合に自州または自国の法を適用することが正当化されるかという議論とも無縁ではない。

もっとも、法選択において考慮される州や国家の利益と言っても、それは争点となる法分野によって大きく異なり

うるものであり、画一的に論じることにはできない。そこで本稿では、今日の国際取引を支える国際契約に焦点を当て、そこでの法選択において問題となる州や国家の利益について検討を試みたい。契約は、その締結・内容・方式は言うまでもなく、準拠法についても私的自治が重視される分野であるが、とりわけ契約当事者による準拠法合意がない場合、法選択における州や国家が有する利益の考慮はアメリカにおいて重要なものとなる。そこで、本稿は国際契約事例を中心としたアメリカの判例を踏まえつつ、契約に関する同国の法選択方法論、具体的には法選択において州や国家の利益がいかにか考慮され、またその際に介在する諸要素が法選択にどのような影響を与えるかにつき検討するものである。このような問題意識は、アメリカ法に関する比較法的意義に加え、日々行われる国際契約に際して同国で行われる法選択を理解するという実際の意義も併せ持つものである。

本稿の構成は以下の通りである。第二章では、アメリカ国内で生じる州際事案の解決を目的とした方法論を国際事案へも転用するアメリカ抵触法の慣行を簡潔に確認した上で、国際契約の法選択事例において州や国家の有する利益がどのように判断されるかを見る。そして、抵触法第二リステイトメントや対外関係法第三リステイトメント⁽⁸⁾の規定を参照しながら、州や国家の利益を踏まえた法選択のあり方について検討を加える。第三章では、第二章での理解を基礎としつつ、法選択における州や国家の利益の考慮と、その判断の中立性について検討する。具体的には、法選択が主権の一作用として機能する国内裁判所 (domestic courts)⁽⁹⁾ によって行われることは、法選択における州・国家の利益の判断にどのような影響を与えうるかについて、アメリカの判例を踏まえて検討する。さらにそこでの理解を踏まえ、契約に関する法選択方法論として同国の最も多くの州で採用されるとされる、抵触法第二リステイトメント⁽¹⁰⁾の「最も重要な関係」アプローチにおいて、州や国家の利益が実際にどのように考慮されることになるかを論じる。以上により、国際契約に関するアメリカ法選択方法論のあり方を探求していくこととしたい。

二 国際契約における法選択と州・国家の利益

(一) 法選択における州・国家の利益の考慮

1 アメリカ法選択方法論の本来的州際性と国際事案への転用

本稿は国際契約における法選択の問題について、アメリカの法選択アプローチを中心に検討するものであるが、アメリカにおいては国際契約の法選択を扱う独立した方法論が存在するわけではない。法選択を含むアメリカの抵触法は、本来的に国内における州際事案の解決を目的としたものであり、国際事案については基本的に国内で発展した理論の転用によって対応がなされることは周知の通りである。¹¹⁾したがって、アメリカの方法論に基づいて国際契約における法選択を考える際には、同国内の州際間での法選択のあり方が議論の起点として据えられるべきことになる。

各州がそれぞれの法選択規範を有するアメリカにおいて、同国の法選択方法論のあり方を画一的に述べることは不可能であり、それはときに誤解を招くものでもある。しかし、このような理解に立ちつつも、いわゆるアメリカ抵触法革命 (conflicts revolution) を経た同国方法論の一つの特徴として挙げることができるのは、法選択における州が有する利益の考慮である。抵触法革命を主導したカーリー (Brainard Currie) によれば、法選択の判断を行う際には、関係する州が自州法を適用する利益を有しているか否かが考慮されるべきであり、その考慮は関係する実質法の解釈によって当該法の基礎をなす政策 (policy) を検討することによって行われるべきであるとされた。¹²⁾そして法選択は、関係する州の政策を促進するように行われるべきであると説かれたのである。法選択における州の利益の考慮は、伝統的理論と革命的理論の折衷とされる抵触法第二リストメントにおいても要請されるものであり、具体的には六条二項が規定する「最も重要な関係」アプローチが、法廷地およびその他関係を有する州の政策を考慮するものとし

ている⁽¹⁴⁾。こういった一連の動向は、私人間で生じる渉外的法律問題の解決においても、関係する州の公的な利益を考慮することが不可避であることを示唆するものであった。

本来的にアメリカ国内での法選択問題を解決するために発展したかような方法論は、前述の通り国際事案にも転用されることになるが、それでは国際事案において州や国家の有する利益は実際にどのように考慮されることになるだろうか。国際契約に関する法選択事例を通じて、以下で検討することとしたい。

2 国際契約における法選択と州・国家の利益

(1) 判例における考慮

国際契約における法選択と州・国家の利益を考えるにあたって、まずはニューヨーク州の最上級審である最高上訴裁判所⁽¹⁵⁾ (Court of Appeals) の *J. Zeevi & Sons, Ltd. v. Grindlays Bank (Uganda) Ltd.*⁽¹⁶⁾ を見てみたい。同判決は、同州のリーディングケースである *In re Allstate Ins. Co. (Solanz)*⁽¹⁷⁾ が、「契約紛争において抵触する法の基礎となる政策 (policy) が容易に特定でき、強い統治利益 (governmental interests) を反映するために、それが考慮されるべき場合ももちろんある⁽¹⁸⁾」と述べる際に挙げられる判決である。古い判例ではあるが、法選択において関係する州や国家の利益をニューヨーク州の最上級審として指摘するものであり、依然として示唆に富むものと思われる⁽¹⁹⁾。

事実関係は、ウガンダの銀行（被告・控訴人・上诉人）がイスラエルのパートナーシップ（原告・被控訴人・被上诉人）を受益者とする取消不能信用状を発行し、その後当該信用状に基づく支払い請求が行われたが、ウガンダ政府によるイスラエル法人・国民に対する外貨割当禁止命令を理由として支払いが拒絶された事例である⁽²⁰⁾。本件では、当該支払い拒絶が認められるか否かを判断するための準拠法が問題となった。

この点につき同裁判所は、「当該訴訟に最も大きな利益を有する法域 (the jurisdiction having the greatest interest) の法を適用する⁽²¹⁾」と述べ、本件で「ニューヨーク州は支配的かつ最重要な利益 (overriding and paramount interest) を有す

る⁽²²⁾」としてニューヨーク州法を準拠法とし、被告に支払い命令を下した原審判決を認容した。ニューヨーク州に「支配的かつ最重要な利益」が認められる理由として、同判決は、ニューヨーク州が「世界の金融の中心 (a financial capital of the world) であり、膨大な国際取引のための国際的な決済所 (clearinghouse) ・市場として機能している」こと、「大量の国際的信用状ビジネスが、慣行として (customarily) いくつかのニューヨーク州の銀行によって執り行われていること」、といったニューヨーク州の「卓越した金融の地位」とその保持の必要性に加えて、本件信用状に基づく支払いの通貨がアメリカ・ドルとされていたこと等を挙げている。⁽²³⁾

本件の原告・被告はともにニューヨーク州民ではないが、前述の理由に加えて、被告のニューヨーク州における代理人 (First National Cit Bank) が当該信用状取引に関わっていたことも併せて考慮すると、本件信用状取引とニューヨーク州との関連性を見出すことは十分に可能であり、それゆえニューヨーク州法を適用する合理性を認めることができるだろう。もちろん、ニューヨーク州が世界の金融の中心であること、さらにはそのような地位を保持する必要性を法選択の理由として挙げることは是非は議論の余地があると思われるし、また法選択において関係する法域の利益を考慮しようとするのであれば、ウガンダで発令された当該命令につき「ニューヨーク州で効力を持つものではない⁽²⁴⁾」と一蹴するのではなく、逆に本件支払い拒絶に対する同国の利益を肯定することも法選択の理論上は可能であると思われる。

このように、本判決で行われている法選択については様々なことが考えられるところであり、理由として挙げられているいくつかの要素は、極端な見方によっては単に法廷地法であるニューヨーク州法の適用を導く口実に過ぎないとも考えられうる。しかし、いずれにせよ州や国家がいかなる利益を有しているかが法選択において重要な要素となることはこの判決からも明らかであり、同州の最上級審が世界の金融システムを担うニューヨーク州の利益を法選択で強調する点は興味深い。また、このような判示の背景として、ニューヨーク州の裁判所としてニューヨーク州法

の適用を行うことが、本件のような国際金融取引の円滑に資するという価値観を垣間見ることも、その是非は別にし得るようになると思われる。

さらに、法選択における州や国家の利益は、例えばペンシルベニア州東部地区のアメリカ連邦地方裁判所判決である *Anco Ukservice v. Am. Meter Co.*⁽²⁵⁾ においても考慮されている。ウクライナ企業（原告）とアメリカ・ペンシルベニア州の企業（被告）間で締結された合弁契約に基づき、被告が原告ヘガスマーターおよびそれに関係したパイプを供給することになっていたが、被告に合弁契約違反があったとして原告が損害賠償を請求した事案である。本件では、合弁契約の有効性をめぐってペンシルベニア州法とウクライナ法のいずれが準拠法となるかが問題となり、前者によれば契約は有効、後者によれば契約は無効となる事案であった。この点につき同連邦地方裁判所は、法選択の判断を行う前提として、連邦裁判所は自身が所在する州の法選択規則を適用しなければならないとした *Klaxon Co. v. Stenor Electric Mfg. Co.* 連邦最高裁判所判決⁽²⁶⁾に基づき、同連邦地方裁判所が所在するペンシルベニア州の法選択規則に従うことを確認し、同州における法選択のリーディングケースである *Griffith v. United Air Lines, Inc.* が述べた方法論に従うとした⁽²⁸⁾。そして、同ケースが述べる、争点の基礎にある政策 (policies) や利益 (interests) の分析を含む柔軟な法選択規則に基づき、ペンシルベニア州法を準拠法とした⁽²⁹⁾。

本件の法選択において注目されるのは、本判決が当該合弁契約と同州との場所的関連性に加えて、同州の商業的潜在力 (commercial potential) なるものの重要性に言及する点である。具体的には、契約を有効とする法 (ペンシルベニア州法) を適用することによって「契約当事者の正当な期待を保護することは、安定的なビジネス環境を創り出し、それはペンシルベニア州 (Commonwealth) がその商業的潜在力を達成することに資する⁽³⁰⁾」と述べ、ペンシルベニア州は同州法を適用する利益を有していると判示する。州が有する社会的な政策、およびそれに伴う法適用への利益を指摘する点で、ペンシルベニア州の商業的潜在力への言及は、前述の *J. Zeevi & Sons* 判決におけるニューヨーク州

の金融センターとしての地位への言及に類似するものと見ることができ、それゆえ、法選択と州や国家の公的な政策は密接に関わるものであり、こうした公的な政策はアメリカにおいて法選択の判断を行う際の一つの重要な要素を構成するものということになる。

このように、いずれのケースも州や国家の政策および利益を法選択に介在させるものであるが、Amco Ulkervice 判決がそれらを当事者の期待の保護と関連づけて論じている点は興味深い。同判決の論理からすれば、契約を有効にする法を準拠法として選択することは契約当事者が有する正当な期待を保護し、かつ州の政策を促進することにもなるということになるが、このような理解についてはどのような見方ができるだろうか。以下で考えてみたい。

(2) 契約当事者の期待との関係

法選択における契約当事者の期待の保護について考えるためには、そもそも契約当事者がいかなる期待を抱いているかが考えられなければならない。そのためには、まずは契約が締結されるまでの過程を考える必要があるだろう。

契約当事者は契約を締結する際、その契約から得られる対価がどのようなものかを考慮に入れた上で契約を締結する。とりわけ契約の法選択において当事者の期待の保護が要請されるのは、契約の持つこのような性質によるものであり、行われる法選択についてもそれが当事者にとって予見可能であることが望ましい⁽³¹⁾。そして、通常であれば契約当事者は有効な契約を意図して契約を締結しようとするに鑑みれば、彼らは契約が有効なものであるとの期待を有しているとして、法選択においても契約を有効にする法が適用されるべきと説く見解がアメリカで有力に主張されている⁽³²⁾。たしかに、契約を無効なものにしようと考えてわざわざ契約の交渉や締結を行うことは考え難いのであり、それゆえ法選択において契約を無効とする法を適用することは契約に対する当事者の期待を害し、当事者の予見しない結果を招くとも考えられるところである。そして、当事者の期待を保護するために契約を有効とする法を適用することの要請は、商人間で行われる契約において一層強まるとされる⁽³³⁾。例えば、古典的な契約法事例である *Hamer v. Sidway*⁽³⁴⁾

ように、二一歳になるまで飲酒やギャンブルをしないことを条件に甥に金銭を支払う約束のような商業性が皆無と言える場合に比べると、商人間で行われる契約では契約を有効にする必要性、すなわち有効性の推定 (presumption of validity) がより強いものになるという説明はたしかに説得的ではある。そして、このようなアメリカでの議論を国際契約における法選択にも反映させるとすれば、国際契約を有効にする必要性はその商業性の高さゆえ大きいということになるようにも思われる。

しかし、実際に訴訟において法選択が争われることがどのようなことを考えると、必ずしもこのような法選択が当事者の期待の保護に資するとは言えないように思われる。要する時間も費用も膨大なものとなりうる訴訟がわざわざ国際間で起こされ、そこで契約の有効性をめぐって準拠法が争われることを考えた場合、当事者間では契約やその準拠法の理解について埋め難い相違が生じていることが想定されるように思われる。そうだとすれば、このような場面で契約当事者間での共通の期待といったものを見出すことはそもそも困難であると思われるところであり、前述の見解が説くように契約を有効にする法を適用することが当事者の期待の保護につながることは必ずしもならないと思われるのである。

また、Amco Ukserve 判決が言うような、法選択において契約を有効にする法を適用することが州や国家の政策の促進に資するかどうかも、おそらくは事案によると言わざるをえないだろう。例えば、法廷地が契約を有効なものとして履行させる政策を有しているとすれば、Amco Ukserve 判決の言葉を借りればかような法選択はその州や国家の「商業的潜在力」に資することになるかもしれないが、それはあくまでその地の政策如何によるものであり、あらゆる法選択事案で契約を有効とする法を適用することが州や国家の政策の促進につながるわけではない。そうだとすると、Amco Ukserve 判決の視点は、法選択において州や国家の利益を正当化するための一つの理由づけとしては示唆的であるが、このような見方があらゆる法選択事案に妥当する普遍性を持つかについては疑問とすべきように

思われる。

以上述べてきた理解に基づく、法選択における州や国家が有する利益については事案ごとの個別具体的な検討が不可避であるということになる。また、州や国家の利益をどのような過程で導出するかについても、必ずしも明確な基準があるようには思われない。前述のように、カリーや抵触法第二リステイトメントのアプローチ⁽³⁶⁾は、関係する実質法の解釈を通じて州や国家が有する法適用への利益を判断しようとするものであったが、本稿がここで触れた二つの法選択判例を見ると、その判断は必ずしも実質法の解釈から導かれているわけではないように思われる。法選択に際しての利益は、例えば *J. Zevi & Sons* 判決が述べるようなニューヨーク州の金融センターとしての地位の保持、あるいは *Amco Ukservice* 判決が述べるようなペンシルベニア州の商業的潜在力、といったような広範な政策的背景から導かれるものでもある。

このように考えると、州や国家が有する利益の判断は法選択を行う者の好みの問題に過ぎなくなるとも思われるところであるが、このような利益を踏まえた法選択はアメリカにおいてどのように行われることが要請されると言えるだろうか。次節で考えてみたい。

(二) 法選択における州際・国際システムの要請

1 抵触法第二リステイトメントにおける要請

(1) 州際・国際システム

アメリカにおける法選択の一つの特徴として、州や国家が有する利益の考慮が挙げられることは前述の通りであるが、それではこうした利益の考慮は法選択においてどのように行われることが要請されるだろうか。冒頭で述べたように、渉外的法律問題の解決を目的として行われる法選択が、いずれの州または国家の主張を優先させるかを判断す

る過程であると考えたと、この問題は抵触する主権相互の関係をどのように考えるかという重要な問題につながるものであるように思われる。

この問題を考える上で、抵触法第二リステイトメントのオフィシャルコメントは一つの端緒となる。いわゆる「最も重要な関係」アプローチを規定する六条のオフィシャルコメントは法選択が果たすべき役割について述べているが、それによれば、「おそらく法選択の最も重要な役割は州際・国際システム (the interstate and international systems) をよく機能させることにある」⁽³⁸⁾とされる。このコメントからは、法選択は他の州や国家との関係を踏まえた上で行われなければならないということになり、その際には州や国家の関係がいかなるものであるかが考えられなければならないこととなる。本稿は国際契約を主眼とするものであるので、以下では基本的に「国際システム」を検討の対象として議論していくことにしたい。

このように、同コメントによれば「国際システムをよく機能させる」ことが法選択の最も重要な役割であるとされるが、この文言は極めて漠然とした目標を宣言するにとどまり、それがいかなるもので、それによっていかなる法選択がもたらされることになるかは判然としない。これに関する具体的な法選択指針がオフィシャルコメントに示されているわけではなく、また抵触法第二リステイトメントのレポーターを務めたリース (Wills L.M. Reese) の論文を参照しても、「法選択の判断において国際システムにとって最善のものを行おうとすべきである」⁽³⁹⁾と説明されるに過ぎず、直接的な回答は得られない。その不明確さゆえ、この文言は特に何の意義も持たず、法選択に具体的な指針をもたらしものではない⁽⁴⁰⁾と考えることも当然と言えなくもない。しかし、前述のように法選択の本質が主権相互間で生じる法抵触の解決にあることに鑑みると、法選択において要請される「国際システム」の意義を探索することはやはり重要であると思われる。

そこで、まずこの文言が法選択方法論の観点から見て何を示唆するかを考えると、様々な見方が可能であるように

思われる。この文言が、「最も重要な関係」アプローチを述べる六条二項の最初に置かれていることからすれば、法選択は自州や自国だけの問題ではないということが法選択を行う上での大前提として理解されなければならないことを示していると考えられることができるだろう。そうだとすれば、それが法選択に具体的な影響を与えることになるかどうかは別にして、国際システムへの配慮は法廷地法への傾倒のような偏狭な法選択を戒める役割を果たすものと考えられることができる。そして法選択における偏狭さの抑止が何を意味するかをさらに考えると、例えばそれは法選択において外国人を差別的に取り扱わないことにつながるとも言える⁽⁴¹⁾。このように考えると、抵触法第二リステイメントにおけるこの文言は、同リステイメントが「最も重要な関係」アプローチを説くにあたっての理論的基礎とも言える、後述する法選択の中立性を支える概念であると考えられることができるように思われる。

しかし、「国際システム」という語そのものを突き詰めると、これまで述べたような法選択の技術的な説明とは別に、より本質的な議論が可能となるように思われる。冒頭で述べたように、法選択の本質を関係する州・国家間で生じる主権抵触の解決ととらえ、それとの関係で「国際システムをよく機能させる」ことがどういふことを問うとすれば、ここで考慮されるべきは州・国家間の公的な関係であると考えることができる。そして、この視点はレポーターを務めたリースが自身の論文で述べる見方にも沿うものである⁽⁴²⁾。例えば、船の乗組員保護を目的とした連邦法であるジョーンズ法 (Jones Act) の適用に際して、他国の主権を尊重しなければならない旨述べる *Lautizen v. Larsen* 連邦最高裁判所判決⁽⁴³⁾、さらにはシャーマン法 (Sherman Act) の域外適用に際して関係国家の利益の考慮を求める *Timbelane Lumber Co. v. Bank of Am., N.T. & S.A.* 第九巡回区裁判所判決⁽⁴⁴⁾は、抵触法第二リステイメントが述べる国際システムの要請が実際の判例において表出した例であるとしリースは説明している⁽⁴⁵⁾。このように、国際システムの要請が州・国家間における公的な関係と密接に関わってくることからすれば、同リステイメントにおけるこの要請は、抵触する主権相互の関係考慮を法選択において要請するものということになる。この論理的帰結は、法選択規則

の目的についてオフィシャルコメントが、「州・国家間 (between states) の協調的關係を促進⁽⁴⁶⁾」すること、と述べている点とも符合する見方のように思われる。

抵触法第二リステイトメントの法選択アプローチの一要素である「国際システム」を説明するにあたって、リースが連邦法の域外適用のケースを挙げることは、契約や不法行為をはじめとする法選択の視点からすると一見唐突な印象を受けるところではある。しかし、抵触する複数の法からいずれの法を適用するかを判断するという過程に着目すれば、ここでの法選択の議論と域外適用の議論は共通性を持つものと考えることができるのであり、リースのように両者の関係性を指摘することは可能であるように思われる。⁽⁴⁷⁾ このことは、スカリア (Antonin Scalia) 連邦最高裁判所判事が他の三人の判事とともに、域外適用の問題と国際的な法選択原則 (international choice-of-law principles) との関係性を述べていることから理解することができる。⁽⁴⁸⁾

(2) 主権相互の協調

抵触法第二リステイトメントの法選択アプローチにおける一要素である「国際システムの要請」が、州や国家の有する主権相互の關係に関わるものであり、またそれがリースの言うように連邦法の域外適用の議論との関連性を有することに鑑みると、同じく域外適用の事案である F. Hoffmann-La Roche Ltd. v. Empagran S.A. 連邦最高裁判所判決⁽⁴⁹⁾からも法選択への示唆を得ることができる。世界的規模で行われた価格カルテルに対してシャーマン法の域外適用が問題となった本件において、ブライヤー (Stephen G. Breyer) 判事による法廷意見は、他国との関係性を持つ人や行為に対して不合理な規律管轄権 (jurisdiction to prescribe)⁽⁵⁰⁾ の行使を戒める対外關係法第三リステイトメント⁽⁵¹⁾ を引用しつつ、さらに以下のように述べる。具体的には、「曖昧な制定法解釈⁽⁵²⁾については他国の主権的機能 (the sovereign authority of other nations) への不合理な介入を避けるように解釈する⁽⁵³⁾」ものであり、そして「このような法律の解釈ルールは、潜在的に抵触する他国の法が協調的に働く (work together in harmony) ことに資するものであり、この協調

は今日の高度に相互依存が高まっている商業世界 (highly interdependent commercial world) において特に求められるものである⁽⁵⁴⁾とされている。このような理由を述べ、結論としてシャーマン法の域外適用は認められないと判示した。

シャーマン法自体の議論はさておき、本判決からは、主権相互の関係、さらには抵触法第二リスティメントの法選択において考慮される「国際システム」のあり方についての示唆を得ることができる。本判決で述べられるのは、他国の主権の機能の存在とそれとの協調という視点であり、それは高度に相互依存が高まる今日の世界においてより重要性を増しているという点である。本稿が問題とする国際契約の視点からすれば、今日における国際取引の日常化は、本判決が指摘する「高度に相互依存が高まっている商業世界」を象徴するものと言え、それゆえそのような世界で日々行われる国際契約から生じた法律問題の解決においても他国の法との協調が要請されることになる。本判決は反対意見のない連邦最高裁判所の判決として、国際レベルでの法のあり方に関する意義を持つのみならず、抵触法第二リスティメントの法選択アプローチへの示唆をも有するものと思われる。

このように抵触法第二リスティメントの法選択アプローチ、とりわけそこで要請される国際システムの要請について考えると、法選択において他国の主権および法との協調が求められることになる。それでは、国際契約のような国際レベルでの法選択において、以上より導かれる協調は具体的にどのようなことを意味することになるだろうか。次項で検討したい。

2 対外関係法第三リスティメントからの示唆

国際的な法選択を題材とする本稿において、これまで述べてきた協調の具体的意味を考える上では、当然ながら他国およびその法との協調が考えられなければならないことになる。この点に関して、たしかに抵触法第二リスティメントの法選択方法論は、アメリカ国内の州際事案に限らず国際事案での法選択にも適用されることを予定していることからすれば⁽⁵⁵⁾、同リスティメントは国際レベルでの法選択のあり方を考える上でも必要かつ十分な視座を備えて

いるとも考えられるところではある。

しかし、同リステイトメントが国際事案における法選択について多くの関心を払っていないことはかねてから指摘されてきたところであり、それゆえ同リステイトメントは冒頭で述べたような、国内の方法論を国際事案へも転用するアメリカ抵触法の慣行を反映したものに過ぎないとも考えられる。アメリカにおける当該慣行の是非について論じるところはここでの目的ではないが、国際契約のように国際レベルで生じる法選択を問題とし、かつ前述の通りその際に他国の主権および法との協調が求められると考えた場合、ここで考えられなければならないのは外国国家との関係ということになる。この点、アメリカと外国国家との関係について規律する対外関係法第三リステイトメントの視点は有益な示唆をもたらすと思われるので、以下で検討してみたい。⁽⁵⁷⁾

本稿の問題意識に鑑みて最も注目すべき規定は、前述の F. Hoffmann-La Roche 連邦最高裁判所判決も引用する四〇三条である。同条は、いわゆる規律管轄権、すなわち「自国の法を、立法、執行府の行為もしくは命令、行政機関の規則または裁判所の判断により、人の行為、関係、身分、または人の物についての利益に適用できるものとする管轄権」⁽⁵⁸⁾の行使の範囲について規定するものである。そして、その行使は同条二項が挙げる八つの要素の総合考慮に基づき「不相当 (unreasonable)」とされる場合には行つてはならないとされる。⁽⁶⁰⁾

ここでの様々な要素（もつとも、それも排他的なものではない）に基づいて自国法の適用の相当性を考慮するという論理を、アメリカ各州の法選択方法論のあり方に反映させるとすれば、それは法選択における偏狭さを抑止することにつながるかと考えられる。⁽⁶²⁾ 例えば、州や国家が世界の共同体に組み込まれた存在であることを強調すれば、州や国家は自身のためだけでなく、その共同体におけるメンバーとして協調的な行動をとることが要請されるとして、法廷地法に優位性を与えるような方法論は偏狭なものとして疎外されると説くものもある。⁽⁶³⁾ それは、例えばカリーの方法論のように、法廷地を含む複数の州・国家が法適用の利益を有する真正の抵触 (true conflict) の場合に常に法廷地法を適

用すべきとする法選択とは対照的なものと言うことになる。

このように考えると、中立的な法選択が志向されることになると考えられるところではあるが、このような理解も同リステイトメントの他の規定からすれば十分なものとは言えないように思われる。同リステイトメントは外国国家に影響を及ぼす法の適用のあり方について規定し、その適用の是非を相当性という基準によって判断しようとするものであるが、その四〇三条三項からは、双方の利益が抵触する際の判断に関する示唆を得ることができる。同項の規定によれば、複数の国家が前述の規律管轄権を行使するのが不相当ではないとされる場合、両者は自身が有する利益と他方が有する利益を評価する義務を負い、他方の利益が自身のそれに比べて「明らかに大きい (clearly greater)」場合に限って他方へ譲歩すべきとされている。⁶⁴⁾そして同条のオフィシャルコメントは、この規定は「ある国家が他の国家が禁止することを命じる場合」、または「二つの国家の規制に従うことが不可能な場合」にのみ適用されるとするが、これらからわかるのは、そのような場合であっても相手国の利益が自身のそれと比べて明らかに大きい場合でなければ、規律管轄権の行使について相手国に譲歩する必要はないということである。前述のように、この規定をアメリカ各州の法選択方法論のあり方に反映させるとすれば、国際的な法選択の場面における関係する州や国家の利益の衡量も、必ずしも中立的なものにはならないという理解に至ることとなる。

このような考え方を、国際契約に関する法選択に照らすとどのようなことになるだろうか。例えば、前述の *J. Zevi & Sons* 判決や *Amco Ukirservice* 判決のように、契約の有効性をめぐって法選択が問題となる事案、すなわち一方の法によれば契約は有効で、他方の法によれば契約が無効とされるようなケースを再び考えてみよう。*J. Zevi & Sons* 判決においてニューヨーク州法とウガンダ法との関係を考えた場合、ニューヨーク州法によれば信用状に基づく支払いは強制され、ウガンダ法によれば信用状に基づく支払いは禁止されることになるのであり、このような見方をすればニューヨーク州とウガンダの利益は正面から抵触していると評価することもできる。また、*Amco Ukirservice* 判決

についても同様のことが言える。同判決においては、ウクライナは、合弁契約を無効とする同国法を適用する利益を有しないと判示されたが、仮にウクライナも正当な利益を有する場合を想定したとすると、契約を有効とするペンシルベニア州法と契約を無効とするウクライナ法は正面から抵触することになる。このような真正の抵触は、まさに対外関係法第三リステイトメントのオフィシャルコメントが言う、「ある国家が他の国家が禁止することを命じる場合」あるいは「二つの国家の規制に従うことが不可能な場合」に相当するものであり、その解決を同リステイトメントの譲歩指針によって行うとすれば、法選択の中立性は果たされないことになる。

法選択の過程においては、涉外的法律問題に関係する複数の州や国家の法からいずれかの法が選出されなければならぬことを考えると、関係する州や国家のすべての主張を満足させるような法選択は存在しえないことになる。⁽⁶⁶⁾このように考えると、双方の法が正面から抵触するような法抵触の解決は、ある見方によれば正しいと評価され、他の見方によれば誤りと評価されることが避け難い。⁽⁶⁷⁾すなわち、いずれの州や国家が最も重要な関係を有しているか、あるいは法適用に対して真の利益を有しているかを判断する際には、究極的にはその判断を行う者の価値判断に依存せざるをえないということになる。⁽⁶⁸⁾

では、アメリカの法選択方法論が以上のように理解されるとすると、法選択に際して行われる州や国家の利益の考慮はどのようなものになるだろうか。法選択が国内裁判所によって行われることが、こうした法選択のあり方にどのような影響を与えるかに着目しつつ、以下で考えてみたい。

三 州・国家の利益の考慮とその中立性

(一) 国内裁判所の主権性と中立的な法選択

法選択は各国の国内裁判所（アメリカでは州または連邦裁判所）によって行われる。このような国内裁判所は、それが所在する地（アメリカでは州または連邦）における主権の一作用として機能する機関であり、本来的に属地的な性質を有することは多言を要しない。国内裁判所の正当性（legitimacy）を担保するものは、そこでの司法権ないしは憲法であり、裁判所と州・国家の主権との本来的な結び付きを否定することはできない。このことは、そこで行われる法選択を考える上での一つの視座をもたらす。

国内裁判所を主権の一作用と捉える見方は、判例においても例えばコロンビア特別区巡回裁判所の *Laker Airways Ltd. v. Sabena, Belgian World Airlines* 判決⁽⁶⁹⁾に表れている。同判決は、「国内裁判所（domestic courts）は国際的に設立された法廷として存在するのではなく、その国の憲法や制定法によって、第一に（primarily）国内法の執行（enforce）を行うために創設されている」と述べ、さらに「対立する外国国家の利益を中立的に衡量することは本質的に（inherently）難しい」と述べているのである。

Laker 判決が述べる裁判所のあり方については、その偏狭さを指摘することで批判を加えることは容易であると思われるが、国内裁判所のあり方として、それはあくまで州や国家のものとして機能する機関であり、そこでの判断も必ずしも中立的な立場で行われるわけではないことをこの判決は示唆している。

こうした見方には、カリーが述べた法選択方法論および裁判所像との近接性を指摘することができる。カリーの法選択方法論は、裁判所は原則として法廷地法を適用すべきであり、それ以外の法を適用するにはそれに足る理由がな

ければならないとする強い法廷地法の優位を説くものであったが、その理論的基礎を提供するのは、裁判所は州・国家によつて権限を付与される機関として、そこでの政策を促進するべく存在しているという基本的認識であるように思われる。⁽⁷³⁾

たしかに、今日のように渉外的法律問題が日常的に発生し、一つの判決が複数の法域に影響を及ぼすことも稀ではないことに鑑みると、国内裁判所と世界との関わりを否定することはできない。⁽⁷⁴⁾ また、裁判官が選出される過程はそれぞれの州や国家の政治的・官僚的なものであるが、それらも国際システムを構成する一部分であるから、裁判所も国際的な存在として機能すべきであると論じるものもある。⁽⁷⁵⁾ あるいは、渉外的紛争を解決する立場の者として、裁判官はその正当性を付与する州や国家への奉仕者にとどまらず、それらを超えた存在として機能すべきとも考えられる。⁽⁷⁶⁾ これらはいずれも、今日の法律問題が複数の法域に影響を与えうる現実を前にして、裁判所や裁判官の国際的性格を説くものであり、今日のグローバル化に鑑みて彼らの役割をこのように指摘することは可能であるかもしれない。⁽⁷⁷⁾ だがそうであるとしても、このような理解が裁判所と州・国家との関係性を切断し、その主権性を奪い去ることにならない。

国内裁判所が州・国家の主権との関係性を有することを否定できないとすると、先の *Lucy* 判決が示唆するように、本来的には国内裁判所は法廷地の法を適用するための機関であると理解されるように思われる。⁽⁷⁸⁾ もっとも、その一方で法廷地法を適用することのみがその州や国家の政策を促進することになると考えるのも過度の単純化というべきであり、偏狭なものとして批判されるべきことに疑いはない。⁽⁷⁹⁾ それゆえ、他州や他国が法適用に対して利益を持つ場合において、常に法廷地法を適用すべきとするカリーの当初の方法論の偏狭さが批判を免れないことも確かであると言わざるをえない。

このように、カリーの説く極端な法廷地法の優位はアメリカにおいても批判を免れないところであるが、その一方

で法廷地法に一切の優位性を与える余地が否定され、法廷地法と他の法を平等に扱うことまでが要請されるかどうかはまた別の問題である。前述のように、裁判所による法廷地法の適用のみが、その州や国家の政策促進につながるわけではなく、また国内裁判所の役割が法廷地法の適用にとどまらないことを前提としても、これによって法廷地法とそれ以外の法とが法選択において対等に扱われることが論理的に導かれるわけではない。この点について、アメリカ国内の事案ではあるが、*Allstate Ins. Co. v. Hague* 連邦最高裁判所判決⁽⁸⁴⁾からはアメリカにおける法選択の根本的な発想を垣間見ることができると言える。

同判決の相対多数意見は、「ある州の実質法が連邦憲法上許容される態様で選択されるためには、その州にはその利益を発生させる、その法の選択が恣意的で不公平とならない程度の重要な関連 (a significant contact) または関連の重要な集中 (significant aggregation of contacts) が存在しなければならない」とする⁽⁸⁵⁾。たしかに、ここで要求される関連の程度は明確なものではないが、この判示からは法廷地に一定の関連が認められれば法廷地法の適用が許容されるとする同国の法選択にある根本的な発想を垣間見ることができると言える。すなわちそこでは、例えば法廷地法の適用は法廷地の視点から見れば法廷地法の適用が正当化できるか否かという視点から語られることになり、それは同国の法選択の根底にある考え方として理解されるべきように思われる。この判示は、アメリカ連邦憲法の下で許容される法選択について述べるものであり、例えばその議論において登場する「十分な信頼および信用 (Full Faith and Credit) 条項⁽⁸⁶⁾」が国際事案には適用されないことに鑑みると、ここでの判示をそのまま国際事案へ転用することには慎重であるべきようにも思われる。しかし、法廷地に一定の関連が認められれば法廷地法の適用が許容されるとする同判決の見方がその後連邦最高裁判所判決⁽⁸⁴⁾においても踏襲されていることからすれば、このような見方は、法選択がアメリカにおいてどのような発想の下で考えられているかを理解する上では有益なものと思われる。

加えて、この判決においてさらに示唆的なのは、州が有する主権が法選択に与える影響について述べるスタイル

ンズ (John Paul Stevens) 判事の同意意見である。同判事によれば、「法廷地もそれ自体として主権を有するのであり、適切な場合には自身の正当な利益に優先的な重要性を付与することは許容され⁽⁸⁵⁾」、そしてそれは、「他州の正当な利益を不当に侵害することによって連邦の利益を害さない⁽⁸⁶⁾」という条件の下で認められるとされる。法廷地として有する主権を理由として、法選択において自州法に優位性を認めることにより、中立的な法選択とはまた異なる法選択のあり方がこの同意意見からは導出されることになる。アメリカにおいて、法選択がこのような性質を持つものであると理解されていることは、同判決における反対意見が本稿で触れた相対多数意見および同意意見について特に異論を差し挟んでいないことから見て取ることができると思われる。⁽⁸⁷⁾

(二) 「最も重要な関係」アプローチにおける州・国家の利益の考慮

これまで述べてきたように、裁判所が主権の一作用として設立され機能することは、アメリカの法選択を理解する上で重要な点であるように思われる。加えて、Allstate 連邦最高裁判所判決が述べるように、法廷地に一定の関連が認められれば法廷地法の適用が正当化され、また自州の有する主権を理由として自州法に優位性を与える余地が認められるとすることがアメリカの法選択の根底にある価値観であるとすれば、アメリカで行われる法選択はこれらの基礎を踏まえた上で理解される必要があるように思われる。

では、このような理解を踏まえつつ、契約の法選択について最も多くの州で用いられているとされる抵触法第二リステイトメントの法選択アプローチを考えた場合、そこで行われる法選択はどのようなものになると解されるだろうか。より具体的には、前述の法選択観を踏まえた場合、同リステイトメントの「最も重要な関係」アプローチにおいて州や国家の利益は実際にどのように考慮されることになるかという点につき、最後に検討してみたい。

「最も重要な関係を有する法」の適用を志向する同リステイトメントのアプローチは、リースも認めるように、「最

も適切な法を適用することのみを目的とする中立な法廷⁽⁸⁸⁾によって法選択が行われることを前提とするものであり、その理論上は中立な法選択を志向するものである⁽⁸⁹⁾。かような法選択の態様は、一見したところではサヴィニー型の国際私法との類似性を見出すことができ⁽⁹⁰⁾、中立な法選択は法廷地法への傾倒の抑止、および外国法適用の可能性向上につながるものと考えることができ⁽⁹¹⁾。さらには、同リステイトメントが志向する州際・国際間での協調の実現にも資するものと考えることができる。

その一方で、事案の解決がこうした中立な裁判所で行われることは極めて稀であるという批判はかねてからなされてきたところであり⁽⁹²⁾、それはリース自身も認識するところであった⁽⁹³⁾。そして、このように裁判所が必ずしも中立な存在ではないと考えざるをえないとすれば、「最も重要な関係」アプローチにおいて考慮される六条二項の要素のうち、法廷地に関する考慮要素が他の要素に比べてより大きな比重を持ちうることになる⁽⁹⁴⁾。具体的には、同項における「法廷地の関連する政策」の考慮は、法廷地法の適用をどこまでの範囲で正当化できるかという、法廷地の視点を起点とした法選択の考え方につながるものでもあり⁽⁹⁵⁾、それはより多くの場合で法廷地法の適用を導く結果となるようにも思われるのである。

前述の Laker ロンビア特別区巡回裁判所判決や Allstate 連邦最高裁判所判決が述べるような国内裁判所および法選択のあり方に加えて、このような抵触法第二リステイトメントが志向する中立性への疑問を踏まえると、同リステイトメントの「最も重要な関係」アプローチは、純粹に客観的な立場に基づいて「最も重要な関係を有する法」を選び出す過程とは異なるものとなりうる。そして、そのアプローチが意味するところも、あくまで法廷地の視点を基礎とした上で行われる法選択の方法論ということになるように思われる。

すなわち、同リステイトメントの「最も重要な関係」アプローチが実際にアメリカにおいてどのような意味を持つかを考えると、それは必ずしも中立的な評価に基づいて法選択を行う過程を意味するものではなく、むしろ法廷地と

しての主権的要請を踏まえつつ行われる法選択を意味するものであると思われる。このような理解に基づく、例えば国際契約における法選択で「最も重要な関係」アプローチを採用する際にも、法廷地が有する政策により重きが置かれ、結果としてより多くの場合に法廷地法の適用が導かれることになりうる。⁽⁹⁶⁾ このことは、冒頭で触れたニューヨーク州裁判所の *J. Zeevi & Sons* 判決が、法選択の規範として、「最も大きな利益を有する法域の法を適用する」と述べる一方で、ウガンダで出された命令については、「それはニューヨーク州で効力を持つものではない」という法廷地の視点に基づく理由で一蹴していることから見て取ることができるかもしれない。

したがって、前述のような法廷地の視点を起点とした基本的法選択観を踏まえると、国際契約の法選択において考慮される州・国家の利益というものも、法廷地における主権的要請を踏まえた上で理解・判断される概念であるように思われる。そして、このような見方は、同国の法選択方法論のあり方を把握する上での重要な視座を提供するものとして理解されるべきように思われる。

四 おわりに

これまで、アメリカの法選択方法論における州や国家の利益の考慮について、国際契約の法選択を題材として検討してきた。以上の議論を整理すると、以下のようなことになる。

アメリカ抵触法革命を経た同国の法選択方法論においては、州や国家が有する利益の考慮が重要な要素となる。そしてこのことは、法選択の問題が涉外的法律問題の規律を主張する複数の州や国家のいずれの法が優越するかという、互いの主権も絡んだ複雑な法抵触問題であることを示唆する。そして、抵触法第二リステイトメントが強調する「国際・国際システムの要請」を踏まえるとすれば、そこでは州・国家間の公的な関係の考慮、すなわち他の主権や法と

の協調が要請されることになる。こうした理解に基づく、州や国家は自身のためだけでなく、世界的共同体の一員として協調的な行動を採ることが求められ、法選択においても中立的な法選択が要請されることになる。とひとまずは考えることができる。

しかし、法選択を行う主体である国内裁判所が州・国家の主権の一作用として機能する機能であることは、同リステイトメントが志向する中立的な法選択への疑問を提起する。こうした見方は、アメリカの複数の判例において見受けられるものであり、具体的には、法廷地に一定の関連が認められれば法廷地法の適用が許容され、さらには法廷地の主権を理由として法廷地法に優位性を認めることも許容されるとする、同国連邦最高裁判所の判示に結実していると言うことができる。こうした同国の根本的な法選択観とも言うべき見方は、同国の法選択、およびそこで行われる州・国家の利益に関する判断を理解する上で不可欠な視点であるように思われ、またそこでは中立的な立場での法選択が必ずしも予定されているわけではないことも理解されるように思われる。

このような理解を踏まえて、契約の法選択について最も多くの州で用いられているとされる抵触法第二リストメントの「最も重要な関係」アプローチがアメリカで有する意義を考えると、それは必ずしも中立的な評価に基づいて法選択を行う過程を意味するものではなく、やはり法廷地としての主権的要請を基礎としつつ行われる法選択を示唆するものであるように思われる。したがって、本稿の主題である国際契約の法選択にあたって考慮される州・国家の利益というものも、こうした法廷地における主権的要請を踏まえた上で判断される概念であり、それは前述のような法廷地の視点を起点とした基本的法選択観にその淵源を求めることができるように思われる。

以上のように、本稿は国際契約における法選択について州や国家が有する利益に焦点を当てて検討するものであったが、その一方で契約当事者の有する私的な利益については十分な検討を行うに至らなかった。言うまでもなく、契約における法選択では契約当事者の期待を保護することの重要性が説かれるところであり、それは州や国家の利益と

は別個の視点に基づく検討を要するものである。とりわけアメリカの法選択方法論を議論する上では、両者の利益をいかに衡量するかは重要な視点であると思われるところであり、この点については今後の課題ということになる。

国際契約から生じる紛争の解決において、国内裁判所による法選択の重要性は疑うまでもない。一方で、法選択に介入する国内裁判所の主権性、およびそれに伴う中立的な法選択への疑問は、訴訟に代わる紛争解決手段である国際仲裁の利用拡大とも無縁ではないように思われる。⁽⁹⁹⁾ アメリカにおける法選択を考える上で、国内裁判所によって行われる法選択に期待しうるのはどこまでか、そしてそこで行われる州・国家の利益の考慮はいかにあるべきか。グローバル化の只中で、興味は尽きなく。

- (1) Paul Schiff Berman, *Towards a Cosmopolitan Vision of Conflict of Laws: Redefining Governmental Interests in a Global Era*, 153 U. Pa. L. Rev. 1819, 1856-57 (2005).
- (2) BLACK'S LAW DICTIONARY 275 (9th ed. 2009).
- (3) LEA BRILMAYER, *CONFLICT OF LAWS* 43 (2d ed. 1995); FRIEDRICH K. JUENGER, *CHOICE OF LAW AND MULTISTATE JUSTICE* 156 (1993).
- (4) See BRILMAYER, *supra* note 3, at 43.
- (5) See e.g. David F. Cavers, *A Critique of the Choice-of-Law Problem*, 47 HARV. L. REV. 173, 178, 189 (1933).
- (6) RESTATEMENT (SECOND) OF CONFLICT OF LAWS (1971).
- (7) See *id.* §6(2). 同リステイトメントのアプローチに関する邦語文献として、松岡博『国際私法における法選択規則構造論』(有斐閣 一九八七)二頁以下、ウィリアム・M・リッチマン・ウィリアム・L・レイノルズ(松岡博ほか訳)『アメリカ抵触法(下巻)』(レクシスネクシス・ジャパン、二〇一〇)七三頁以下等がある。
- (8) RESTATEMENT (THIRD) OF THE FOREIGN RELATIONS LAW OF THE UNITED STATES (1987).
- (9) アメリカにおいては、州および連邦裁判所。
- (10) See PETER HAY ET AL., *CONFLICT OF LAWS* 109 (5th ed. 2010).

- (11) See e.g. RESTATEMENT (SECOND) OF CONFLICT OF LAWS §10 (1971); Paul R. Dubinsky, *Is Transnational Litigation a Distinct Field?: The Persistence of Exceptionalism in American Procedural Law*, 44 STAN. J. INT'L L. 301, 305 (2008); Stephen B. Burbank, *The World in Our Courts*, 89 MICH. L. REV. 1456, 1458-59 (1991) (book review).
- (12) See BRAINERD CURRIE, *SELECTED ESSAYS ON THE CONFLICT OF LAWS* 183-84 (1963).
- (13) *Id.*
- (14) RESTATEMENT (SECOND) OF CONFLICT OF LAWS §§6(2)(b)-(c) (1971).
- (15) 田中英夫ほか編『英米法辞典』(東京大学出版会)一九九一年二一〇頁。
- (16) J. Zeevi & Sons, Ltd. v. Grindlays Bank (Uganda) Ltd., 37 N.Y.2d 220 (1975).
- (17) *In re Allstate Ins. Co. (Stolarz)*, 81 N.Y.2d 219 (1993).
- (18) *Id.* at 226. 同裁判所の先例では、Auten v. Auten, 308 N.Y. 155 (1954) を最も重んずる (center of gravity, grouping of contacts) 理論に言及した後、そのために述べた。
- (19) 国際契約の法選択におおつて州や国家の利益を考慮する比較的最近のケースとして、*LasSala v. Bank of Cyprus Pub. Co.*, 510 F. Supp. 2d 246 (S.D.N.Y. 2007)。
- (20) 本件では、被告のニューヨークにおける代理人である First National Cit Bank に対して、買取銀行である Chemical Bank が支払を請求を行つてゐる。そして、ニューヨークの同代理人は、被告の指示に基づき Chemical Bank への支払を拒絶した。
- (21) *J. Zeevi & Sons*, 37 N.Y.2d at 226-27 (citing *Intercontinental Planning, Ltd. v. Daystrom, Inc.*, 24 N.Y.2d 372, 382 (1969)).
- (22) *J. Zeevi & Sons*, 37 N.Y.2d at 227.
- (23) *See id.*
- (24) *Id.* at 228.
- (25) *Amco Ukrservice v. Am. Meter Co.*, 312 F. Supp. 2d 681 (E.D. Pa. 2004).
- (26) *Klaxon Co. v. Stentor Electric Mfg. Co.*, 313 U.S. 487 (1941).
- (27) *Griffith v. United Air Lines, Inc.*, 416 Pa. 1 (1964).
- (28) *Amco Ukrservice*, 312 F. Supp. 2d at 687-88.

- (29) *Id.* at 694. 同州の法選択規則は、抵触法第二リスナイメントのメンバーと利益分析の折衷であると説明されている。
See Melville v. Am. Home Assurance Co., 584 F.2d 1306, 1311 (3d Cir. 1978).
- (30) *Anco Ureterice*, 312 F. Supp. 2d at 689.
- (31) *See* RESTATEMENT (SECOND) OF CONFLICT OF LAWS §6 cmt. i (1971); *Hay*, *supra* note 10, at 1158. 契約準拠法に関する今日広
 く認められている原則は、この論議の質や内容に異ならない。
See PETER NYGH, AUTONOMY IN INTERNATIONAL CON-
 TRACTS 2-3 (1999).
- (32) *See e.g.* ALBERT A. EHRENZWEIG, A TREATISE ON THE CONFLICT OF LAWS 466 (1962); RUSSELL J. WEINTRAUB, COMMENTARY ON THE
 CONFLICT OF LAWS 549 (6th ed. 2010); Larry Kramer, *Rethinking Choice of Law*, 90 COLUM. L. REV. 277, 331-32 (1990); Er-
 nest G. Lorenzen, *Validity and Effects of Contracts in the Conflict of Laws*, 30 YALE L. J. 565, 673 (1921).
- (33) *See* WEINTRAUB, *supra* note 32, at 549.
- (34) *Hammer v. Sidway*, 124 N.Y. 538 (1891).
- (35) *See* WEINTRAUB, *supra* note 32, at 549.
- (36) RESTATEMENT (SECOND) OF CONFLICT OF LAWS §6 cmt. e (1971).
- (37) *See* Ralf Michaels, *After the Revolution: Decline and Return of U.S. Conflict of Laws*, 11 Y.B. PRIV. INT'L L. 11, 14 (2009).
- (38) RESTATEMENT (SECOND) OF CONFLICT OF LAWS §6 cmt. d (1971).
- (39) *See* Willis L. M. Reese, *The Second Restatement of Conflict of Laws Revisited*, 34 MERCER L. REV. 501, 508 (1983).
- (40) *See* KERMIT ROOSEVELT III, CONFLICT OF LAWS 81 (2010).
- (41) *See* Elliott E. Cheatham & Willis L. M. Reese, *Choice of the Applicable Law*, 52 COLUM. L. REV. 959, 963 (1952).
- (42) *See* Reese, *supra* note 39, at 509.
- (43) *See* Lauritzen v. Larsen, 345 U.S. 571, 578 (1953).
- (44) *See* Timberlane Lumber Co. v. Bank of Am., N.T. & S.A., 549 F.2d 597, 613 (9th Cir. 1976).
- (45) *See* Reese, *supra* note 39, at 509.
- (46) RESTATEMENT (SECOND) OF CONFLICT OF LAWS §6 cmt. d (1971).
- (47) *See* HENRY J. STEINER ET AL., TRANSNATIONAL LEGAL PROBLEMS 888-90 (4th ed. 1994); Donald T. Trautman, *The Role of Con-*

- Facts Thinking in Defining the International Reach of American Regulatory Legislation*, 22 OHIO ST. L.J. 586, 616 (1961); William S. Dodge, *Extraterritoriality and Conflict-of-Laws Theory: An Argument for Judicial Unilateralism*, 39 HARV. INT'L L.J. 101, 144 (1998).
- (48) See *Hartford Fire Ins. Co. v. California*, 509 U.S. 764, 818 (1993) (Scalia, J. dissenting).
- (49) *F. Hoffmann-La Roche Ltd. v. Empagran SA.*, 542 U.S. 155 (2004).
- (50) RESTATEMENT (THIRD) OF THE FOREIGN RELATIONS LAW OF THE UNITED STATES §401 (1987). 「自国の法を、立法、執行府の行為もしくは命令、行政機関の規則または裁判所の判断により、人の行為、関係、身分、または人の物についての利益に適用できるものとする管轄権。」和訳については、「アメリカ対外関係法リステイメント研究会訳」アメリカ対外関係法第三リステイメント(一)「国際法外交雑誌八八巻五号(一九八七)七六頁を参照した。
- (51) RESTATEMENT (THIRD) OF THE FOREIGN RELATIONS LAW OF THE UNITED STATES §§403(1)-(2) (1987).
- (52) シヤーマン法の域外適用に関し、本件では外国取引反トラスト改善法 (Foreign Trade Antitrust Improvements Act of 1982) の解釈が問題となっつゝる。
- (53) *F. Hoffmann-La Roche*, 542 U.S. at 164.
- (54) *Id.* at 164-65.
- (55) RESTATEMENT (SECOND) OF CONFLICT OF LAWS §10 (1971).
- (56) See HAY, *supra* note 10, at 75; Mathias Reimann, *A New Restatement: For the International Age*, 75 IND. L.J. 575, 576 (2000).
- (57) 対外関係法第三リステイメントは、他国との関係や国際的に実質的な影響を与える国内法のあり方について規定する(二条b項)。また、州法やその裁判所の判断もアメリカの対外関係にとって無関係ではない(同条レポーターズ・ノート五)とすると、同リステイメントは州法に基づいて行われる法選択にも示唆をもたらすものと思われる。
- (58) RESTATEMENT (THIRD) OF THE FOREIGN RELATIONS LAW OF THE UNITED STATES §401(a) (1987). 和訳は、「アメリカ対外関係法リステイメント研究会・前掲注(50)七六頁を参照した。
- (59) 具体的には、①行為と、それを規制する国家の領域との結びつき、すなわち、行為が国家の領域内でなされる程度、または行為が領域に対し、もしくはは領域内で実質的、直接的かつ予見可能な効果を生ぜしめる程度、②国籍、居所または経済活

- 動のような、規制する国家と規制される行為に主として責任を負う人との関連、または国家とその規制により保護されるべき人との関連、③規制される行為の性格、規制する国家にとってその規制が有する重要性、他国がその行為を規制する程度、およびその規制が一般に望ましいとして受け入れられる程度、④その規制によって保護され、または損なわれる正当な期待の存在、⑤その規制が国際的な政治、法律または経済システムにとって有する重要性、⑥その規制が国際システムの伝統と一致している程度、⑦他国がその行為を規制することに対して有する利益の程度、⑧他国の規制と抵触する蓋然性。和訳は、アメリカ対外関係法リステイトメント研究会訳「アメリカ対外関係法第三リステイトメント（二）」国際法外交雑誌八八巻六号（一九八七）六〇頁以下を基本的に参照した。
- (60) RESTATEMENT (THIRD) OF THE FOREIGN RELATIONS LAW OF THE UNITED STATES §403(1) (1987). 「国際システム」という語はこゝでも用いられており、具体的には二項での相当性判断において、「国際システムの伝統と一致している程度」が考慮される。 See *id.* §403(2) (f).
- (61) *Id.* §403 cmt. b.
- (62) Berman, *supra* note 1, at 1863-64.
- (63) See *id.* at 1880-81.
- (64) See RESTATEMENT (THIRD) OF THE FOREIGN RELATIONS LAW OF THE UNITED STATES §403(3) (1987).
- (65) See *id.* §403 cmt. e.
- (66) See Joseph William Singer, *Real Conflicts*, 69 B.U.L. REV. 1, 91 (1989).
- (67) *Id.*
- (68) See *id.*: Luther L. McDougal III, "Private" International Law: *Ius Gentium Versus Choice of Law Rules or Approaches*, 38 AM. J. COMP. L. 521, 537 (1990).
- (69) Laker Airways Ltd. v. Sabena, Belgian World Airlines, 731 F.2d 909 (D.C. Cir. 1984).
- (70) *Id.* at 951.
- (71) *Id.*
- (72) See CURRIE, *supra* note 12, at 119.
- (73) See *id.* at 75; Herma Hill Kay, *The Use of Comparative Impairment to Resolve True Conflicts: An Evaluation of the Califor-*

- nina Experience*, 68 CALIF. L. REV. 577, 612-13 (1980).
- (74) See Jenny S. Martinez, *Towards an International Judicial System*, 56 STAN. L. REV. 429, 432 (2003).
- (75) See Berman, *supra* note 1, at 1865, 1867, 1881.
- (76) See Anne-Marie Slaughter, *Judicial Globalization*, 40 VA. J. INT'L L. 1103, 1124 (2000); RICHARD A. FALK, *THE ROLE OF DOMESTIC COURTS IN THE INTERNATIONAL LEGAL ORDER* 14 (1964).
- (77) See Anne-Marie Slaughter, *A Global Community of Courts*, 44 HARV. INT'L L. J. 191, 192 (2003).
- (78) See Singer, *supra* note 66, at 81.
- (79) See Berman, *supra* note 1, at 1845-52; Kramer, *supra* note 32, at 313; Kermit Roosevelt III, *The Myth of Choice of Law: Re-thinking Conflicts*, 97 MICH. L. REV. 2448, 2481 (1999).
- (80) *Allstate Ins. Co. v. Hague*, 449 U.S. 302 (1981).
- (81) See *id.* at 313. 「この親権が、なぜかこの親数の連邦最高裁判所判例を基礎として動かされたのであろう。See Home Ins. Co. v. Dick, 281 U.S. 397 (1930); John Hancock Mut. Life Ins. Co. v. Yates, 299 U.S. 178 (1936); Alaska Packers Ass'n. v. Indus. Accident Comm'n, 294 U.S. 532 (1935); Cardillo v. Liberty Mut. Ins. Co., 330 U.S. 469 (1947); Clay v. Sun Ins. Office, Ltd., 377 U.S. 179 (1964).
- (82) U.S. CONST. art. IV, §1. See e.g. I LAURENCE H. TRIBE, *AMERICAN CONSTITUTIONAL LAW* 1026 (3d ed. 2000).
- (83) RESTATEMENT (SECOND) OF CONFLICT OF LAWS §10 cmt. d (1971).
- (84) See Phillips Petroleum Co. v. Shutts, 472 U.S. 797, 818-19 (1985).
- (85) *Allstate*, 449 U.S. at 323 (Stevens, J., concurring).
- (86) *Id.*
- (87) See *id.* at 332-40 (Powell, J., dissenting).
- (88) Willis L. M. Reese, *Conflict of Laws and the Restatement Second*, 28 LAW & CONTEMP. PROBS. 679, 692 (1963).
- (89) JENGER, *supra* note 3, at 118; Mathias Reimann, *Savigny's Triumph? Choice of Law in Contracts Cases at the Close of the Twentieth Century*, 39 VA. J. INT'L L. 571, 590 (1999).
- (90) Symeon C. Symeonides, *General Report*, in *PRIVATE INTERNATIONAL LAW AT THE END OF THE 20TH CENTURY: PROGRESS OR RE-*

- GREGG? 3, 15 (Symeon C. Symeonides ed., 2000).
- (61) Christopher A. Whytock, *Myth of Mess?: International Choice of Law in Action*, 84 N.Y.U.L. REV. 719, 759 (2009).
- (62) See e.g. HAY, *supra* note 10, at 70; Louise Weinberg, *A Structural Revision of the Conflicts Restatement*, 75 IND. L. J. 475, 484 (2000).
- (63) Reese, *supra* note 88, at 692-93.
- (64) HAY, *supra* note 10, at 70.
- (65) Courtland H. Peterson, *American Private International Law at the End of the 20th Century: Progress or Regress?*, in PRIVATE INTERNATIONAL LAW AT THE END OF THE 20TH CENTURY: PROGRESS OR REGRESS? 413, 431 (Symeon C. Symeonides ed., 2000). この観点から、抵触法第二リスナートメントのメンバーシップを単独主義的 (unilateral) な性質を十分に含み得るものとせよ。 See Symeonides, *supra* note 90, at 15.
- (96) このような結果をもたらす要因のいくつかは、あらゆる法選択を可能にすると言われる。同リスナートメントのメンバーシップにおける柔軟性・不確定性を挙げ得るべき可能性がある。 See e.g. HAY, *supra* note 10, at 66; BRUMAYER, *supra* note 3, at 75; Singer, *supra* note 66, at 77; Michael H. Gottesman, *Adrift on the Sea of Indeterminacy*, 75 IND. L. J. 527, 527 (2000); Stewart E. Sterk, *The Marginal Relevance of Choice of Law Theory*, 142 U. PA. L. REV. 949, 974 (1994).
- (97) *J. Zeeni & Sons*, 37 N.Y.2d at 226 (citing Intercontinental Planning, Ltd. v. Daystrom, Inc., 24 N.Y.2d 372, 382 (1969)).
- (98) *J. Zeeni & Sons*, 37 N.Y.2d at 228.
- (99) 訴訟に代わって国際仲裁が用いられる理由のいくつかは、仲裁人の公平な判断への期待が挙げられる。 See GARY B. BORN & PETER B. RUTLEDGE, INTERNATIONAL CIVIL LITIGATION IN UNITED STATES COURTS 1158 (5th ed. 2011); DETLEV F. VAGTS ET AL., TRANSNATIONAL BUSINESS PROBLEMS 39 (4th ed. 2008).

〔付記〕 本稿は、平成二四年度博士課程学生研究支援プログラムの補助を受け作成された。

宮城島 佑太 (みやぎしま ゆうた)

所屬・現職 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程

最終学歴 ペンシルベニア大学ロースクール修士課程

所属学会 国際取引法フォーラム、アメリカ国際法学会

専攻領域 国際取引法、英米法

主要著作 「国連国際物品売買条約(CISG)の適用における本質的課題——C

ISG七条の検討を中心に——」『法学政治学論究』第八十号(二〇〇九年)